

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第12号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（警務作業手当）</p> <p>第31条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 条例第32条第1項第10号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が取り扱った死体1体につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>検視官</u>及びこれと同様の業務を行う職員 3,200円</p> <p>(2) 略</p> <p>12～19 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第2項の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）</u></p>	<p>（警務作業手当）</p> <p>第31条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>11 条例第32条第1項第10号に規定する作業に係る警務作業手当の額は、職員が取り扱った死体1体につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>検視官室長</u>及びこれと同様の業務を行う職員 3,200円</p> <p>(2) 略</p> <p>12～19 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第2項の人事委員会規則で定める作業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行う作業（前号に掲げる作業を除く。）</u></p>

改正前	改正後
(3)～(5) 略 3～6 略	(3)～(5) 略 3～6 略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。